省令

○総務省令第四十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣　山本　早苗

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号中⑿を⒀とし、(7)から⑾までを(8)から⑿までとし、(6)の次に次のように加える。

(7)　超高精細度テレビジョン放送

別表第二号第5の注19(2)イ(イ)中「32.5941メガボー」を「33.7561メガボー」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令・国土交通省令第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十四条第十一項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣　山本　早苗

国土交通大臣　太田　昭宏

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

空家等対策の推進に関する特別措置法第十四条第十一項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

附　則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年五月二十六日）から施行する。

訓令

○内閣府訓令第二十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表科学技術・イノベーション担当の項中14を16とし、11から13までを2ずつ繰り下げ、10を11とし、11の次に次のように加える。

12　遺棄化学兵器の廃棄処理事業の実施に関すること。

別表科学技術・イノベーション担当の項8中「第五項」を「第六項」に改め、同項中2から9までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）（以下「遺棄化学兵器」という。）の問題に関して、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十七年四月十日から施行する。